

三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画作成業務委託プロポーザル 参加表明書提出に係る質問回答書

令和3年4月14日

番号	質疑文書	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領	「5 参加資格」の(6)第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務について 「10 企画提案」の「業務実績」①について	( )内の「資金計画を含む事業計画の作成及び権利変換計画の作成」であるが、「及び」となっており、業務実績として資金計画の作成と権利変換計画の作成どちらも必要であるか、それともそのいずれかでよいか。	どちらも必要とする。契約が2件以上となる場合は、業務名等は2段書きとし、実績件数のカウントとしては、事業地区が同じであれば、1件としてカウントする。
2		「10 企画提案」の「提案者を特定できる事項(社名等)は記載しないこと」について	企画提案書にて、実績を記載する場合、業務名称や参画地区名は、「提案者を特定できる事項(社名等)」に該当するか。  また、「〇〇市での実績」など、具体的な業務名、地区名を記入しない場合は、「提案者を特定できる事項(社名等)」に該当しないという理解でよいか。	該当する。  よい。ただし、必要に応じ、事務局で墨消しする場合もある。
3		評価項目の業務実績(60点)について	企画提案書に業務実績を記載した場合、業務実績(60点)の評価対象となるか。それとも様式4及び様式5のみが評価対象となるか。	業務実績は様式4及び様式6の内容で評価する。
4		「10 企画提案」の評価項目の業務実績①及び②	「①愛知県、岐阜県、三重県における…業務実績」及び「②駅前広場を含む…実績」の有効期間はないという理解でよいか。それとも、「平成23年度から令和2年度の10年間に完了した」ものか。	平成23年度から令和2年度の10年間に受注し、完了実績を有する業務を記入する。
5		「10 企画提案」の評価項目「業務実績」②	「②駅前広場を含む…実績」は、資金計画作成又は権利変換計画作成の実績か。それとも業務にかかわらず、参画実績があるかどうか。  後者の参画実績の場合は、有効期間の考え方を教えてください。(例えば、平成23年度から令和2年度までに都市計画決定済み(もしくは組合設立認可済み、権利変換計画認可済み、着工済、竣工済など)	“駅前広場を含む第一種市街地再開発事業の実績”から“駅前広場を含む第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務のうち、資金計画作成又は権利変換計画作成の業務実績”へ改める。 なお、審査基準表中、業務実績欄②も同様に改める。  -
6		「10 企画提案」の「業務実績」について	企画提案書に記載する業務実績については、業務の契約書の写しなどはないか。	不要。ただし、事務局より、真偽確認等の目的により資料請求することがある。
7		参考資料の提出	企画提案書等の要領で定められた書類以外に、参考資料(例えば、業務実績を整理した資料など)を添付することは可能か。 また、添付した場合は評価対象となるか。	不要。
8		「業務委託仕様書」の「第2章 業務内容」の(1)アについて	「ア 大学との連携によるデザイン検討支援」において、「地域住民とのワークショップなどにより検討を実施する。」とあるが、ワークショップの開催主体は大学でよいか。また、ワークショップの参加、調整も業務内容になるのか。	ワークショップの開催主体は市と大学、企画・提案・運営の主体は大学であるが、ワークショップへの参加、協力、大学との連携・調整は業務内である。